

次々出てくる換金困難な外国通貨の取引トラブル！ —新たにコンゴ、シリア、イエメン、ウズベキスタンの通貨が…—

2010 年度以降、国民生活センターは、国内では換金が困難な外国通貨（イラクディナール、スーダンポンド、アフガニスタン・アフガニ、リビアディナール、ベトナム・ドン）の取引について、複数回、注意喚起を行った^(注1)。

その後、コンゴ民主共和国の通貨である「コンゴフラン」、シリア・アラブ共和国の通貨「シリアポンド」、イエメン共和国の通貨「イエメンリアル」、そしてウズベキスタン共和国の通貨「ウズベキスタンスム」の取引に関する相談が新たに寄せられるようになった。

相談傾向は他の外国通貨と同様で、依然として高齢者等に対して劇場型勧誘^(注2)が行われ、中には過去に投資トラブルにあった消費者に「以前購入した未公開株を買い取る代わりに外国通貨を購入してほしい」と持ちかけ、代金をだまし取る二次被害のケースも見られる。本年 8 月には、過去に購入した未公開株を買い取る条件として消費者に外国通貨を購入させ、実際には未公開株を買い取らず、代金をだまし取ったとして、詐欺の疑いで容疑者 5 人が逮捕された^(注3)。

今後もこれらの外国通貨の取引に関するトラブルが増加する可能性があることから、被害の未然防止および拡大防止のため、消費者に注意を呼びかけることにした。

1. 主な相談事例

【事例 1】代わりに申し込むだけでお礼をすると勧誘され、コンゴフランを購入してしまった

A 社に「B 社からコンゴフランのパンフレットが届いたら連絡してほしい」と電話で頼まれた。後日、A 社にパンフレットが届いたと伝えると「B 社からコンゴフランを買うことができるのは個人だけだ。当社の代わりにあなたが申し込んでくれないか。高額なお礼をする」と言われた。

^(注1) イラク通貨（イラクディナール）の取引に要注意！—高齢者等をねらった新手的投資トラブル—
(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100624_1.html) (2010 年 6 月 24 日公表)

換金性の乏しい外国通貨の取引にご注意！—イラクディナールに続き、今度はスーダンポンド…—
(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100924_1.html) (2010 年 9 月 24 日公表)

スーダンポンドの購入を持ちかける業者に注意！—「買い取る」「代わりに申し込んで」と勧誘する手口—
(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110224_2.html) (2011 年 2 月 24 日公表)

「買い取る」を口実にした外国通貨の取引にだまされないで！

(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111027_2.html) (2011 年 10 月 27 日公表)

^(注2) A 社が、B 社の販売する商品・役務・権利を、購入額を上回る金額で買い取るなどという勧誘を行い、B 社と契約するように仕向ける勧誘のこと。

^(注3) 2012 年 8 月 22 日に警視庁サイバー犯罪対策課が公表している。

申し込むだけならと思い、B社に電話で1口10万円を50口購入すると申し込んだ。

後日、B社から電話があり、「あなたが申し込んだのにA社から代金が振り込まれている。当社は会社とは取引しない。あなたの名義で振り込んでほしい」と言われた。A社に連絡したが後で支払うので、代わりに支払ってと言われた。B社からの支払いの催促がしつこかったので仕方なく代金の一部として4回にわたり合計250万円を支払ってしまった。その後、12,500コンゴフラン（500コンゴフラン紙幣25枚）が届いた。

その後もB社からの催促はやまず、A社に連絡しても「現物と引き換えにお金を支払う」と言いながら、いつになっても支払われない。だまされたのではないか。

（2012年7月受付 契約者：50歳代 家事従事者 女性 長野県）

【事例2】将来価値が上がると説明され、シリアポンドを購入してしまった

突然、A社から「B社のシリアポンド両替のパンフレットが届いていないか」と電話があった。A社によると「シリアは貧しい国だが、石油やガスが大量に埋蔵されていることが確認されており、将来必ず発展する。シリアポンドの価値が上がることは間違いない。パンフレットが届いた人しか両替できないので、当社の代わりに両替してほしい。高値で買い取る」と言われた。

届いたパンフレットには1,000シリアポンド紙幣を1口15万円で両替していると書かれていたので、5口分の代金を支払った。後日、1,000シリアポンド紙幣が5枚送られてきた。

A社に約束どおり買い取ってほしいと電話すると「もっとたくさん買ってもらわないと買い取れない。1口でもいいから追加で買ってほしい」と言われ、買い取ってほしいという思いから、もう1口買ってしまった。その後、届いた紙幣を見た娘からだまされているのではないかと言われ、おかしな話だと気づいた。返金してほしい。

（2012年7月受付 契約者：70歳代 無職 女性 神奈川県）

【事例3】以前買った未公開株を買い取る条件と言われ、イエメンリアルを買ってしまった

A社から電話があり、「あなたが以前購入した未公開株を査定して買い取る」と言われた。以前未公開株で2,000万円近く損をしていたので、損を取り戻したいと思い、査定をお願いした。その後、「査定した結果、約1,000万円で買い取る。しかし、当社の代わりにB社からイエメンリアルを買ってくれば査定額を倍にする。パンフレットが届いているはずなので、確認するように。イエメンリアルの代金はすぐに支払う」と言われた。

そこでB社に連絡すると「イエメンリアルは1口60万円（1,000イエメンリアル紙幣6枚）で、残り28口しかない」と購入を急がされた。A社に連絡し、代金をすぐに支払うことを約束してもらい、代わりに購入することを了承された。再度B社に連絡すると「残り18口しかない」と言われたので全て購入すると伝え、申込書と運転免許証のコピーをファクスで送った。後日、B社に指定された銀行口座に代金の一部である60万円を振り込んだ。口座の名義はB社ではなく、個人名だった。

その後、A社と直接会うことになっていたが、約束が守られず、信用できなくなった。返金してほしい。

（2012年6月受付 契約者：70歳代 自営・自由業 男性 大阪府）

【事例4】ウズベキスタンスムを購入させられたが、いつになっても買い取られない

未公開株や不良債権を買い取っているというA社から電話があり、「未公開株や不良債権を買い取る」と言われた。持っている未公開株の銘柄を伝えると約2,500万円で買い取るという。信用できると思い、書面で契約した。

その後、A社から「買い取りの条件としてウズベキスタンスムを購入してもらう必要がある。B社が1口10,000ウズベキスタンスム(1,000ウズベキスタンスム紙幣10枚セット)を10万円で販売している」と言われたので、言われるままにB社から1口購入したが買い取られなかった。その後も次々と買い足し、合計60万円を支払ったが、買い取られなかった。怪しいと思い、金融関係の相談窓口で相談したところ、だまされていると言われた。今後、さらに請求されるのだろうか。
(2012年4月受付 契約者：60歳代 給与生活者 男性 群馬県)

2. PIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) (注4)における相談件数(図1)

(1) コンゴフラン

※2012年8月末日までの登録分

合計85件の相談が寄せられている。2012年3月に2件、5月に1件、6月に32件、7月に39件、8月に11件であった。

(2) シリアポンド

合計60件の相談が寄せられている。2011年7月に1件、2012年3月に15件、4月に15件、5月4件、6月に23件、7月に2件であった。

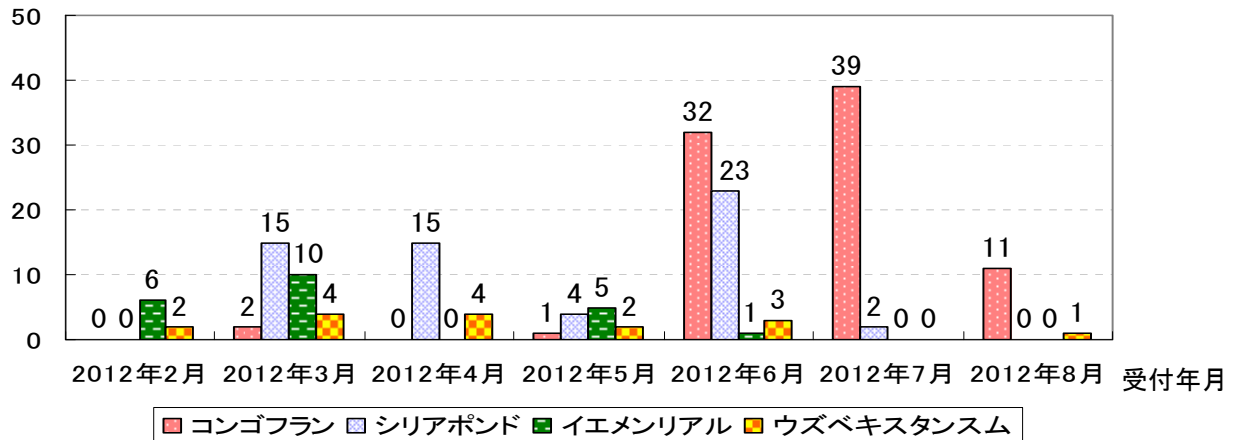
(3) イエメンリアル

合計22件の相談が寄せられている。2012年2月に6件、3月に10件、5月に5件、6月1件であった。

(4) ウズベキスタンスム

合計16件の相談が寄せられている。2012年2月に2件、3月に4件、4月に4件、5月に2件、6月に3件、8月に1件であった。

図1 2012年に寄せられたコンゴフラン、シリアポンド、イエメンリアル、ウズベキスタンスムに関する月別相談件数



(注4) PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

3. 相談事例から見る問題点

(1) 国内では換金困難な外国通貨を著しく暴利で購入させられている

コンゴ、シリア、イエメン、ウズベキスタンの通貨はイラク、スーダン、アフガニスタン、リビア通貨同様、日本国内のほとんどの銀行では両替できない。また、ベトナム通貨と異なり、空港等にある両替所でも両替が困難な通貨である。

民間の為替レート計算によると、コンゴ、シリア、イエメン、ウズベキスタンの通貨を日本円に換算すると表1のようになり、著しく暴利で販売されていることがわかる【全ての事例】。

表1 コンゴ、シリア、イエメン、ウズベキスタンの通貨を日本円に換算した場合と消費者が購入した値段

外国通貨	日本円	日本円 (円) ※1	消費者が購入した値段 (円)	倍率※2	日本国内での 両替※3	参照事例
500コンゴフラン		43	100,000	2326	×	【事例1】
1,000シリアポンド		1,182	150,000	127	×	【事例2】
1,000イエメンリアル		367	100,000	272	×	【事例3】
1,000ウズベキスタンスム		41	10,000	244	×	【事例4】

※1 日本円の金額はブルームバーグの為替レート計算を用いて算出している(2012年9月7日現在)。

ブルームバーグの為替レート計算：

<http://www.bloomberg.co.jp/tools/calculators/currency.html>

※2 小数点第一位を切り上げ。

※3 日本国内のほとんどの銀行や空港等の両替所で両替ができるかを示している。「×」は現時点では国内で両替できることを把握できていない。

(2) 高齢者等に対して、しつこく巧妙な劇場型勧誘が行われている

パンフレットを送ってきた業者とは別の業者から「高値で買い取る」「代わりに申し込んでほしい」と言って代金を支払わせる勧誘手口は、これまでの「劇場型勧誘」に多く見られる手口とほぼ同様であるが、いずれも買い取りは実行されず、連絡が取れなくなるケースがほとんどである。

まるで本当に販売業者にお金を支払っているように見せかけて信用させ、消費者が根負けしてお金を支払うまでしつこく電話をかけ続けるというケース【事例1】や運転免許証のコピーを送付するよう指示され、自分の個人情報を送ってしまったというケース【事例3】も見られた。

(3) 過去に投資トラブルの被害にあった消費者をねらった「二次被害」が目立つ

以前受けた被害を取り戻すと勧められたという二次被害のケースも多く寄せられている。過去に購入した未公開株を査定し、外国通貨を購入すれば査定額を2倍にするという業者の説明を信じて購入してしまったケース【事例3】や未公開株や不良債権を買い取る条件で外国通貨を購入したら、逆に次々と買わされてしまったケース【事例4】が見られた。

業者は過去に投資トラブルの被害にあった消費者の情報を何らかの方法で取得し、「過去の被害を取り戻したい」という消費者の心理につけ込んで勧誘していると考えられる。

4. 消費者へのアドバイス

(1) 外国通貨の購入・両替を勧める業者には十分注意すること

当センターが確認しただけでもすでに9カ国の外国通貨に関する相談が寄せられているが、ベトナムを除く8カ国の外国通貨は国内のほとんどの銀行では両替ができず、空港等の両替所での両替も困難である。

また為替レートをはるかに上回る価格で販売されている。例えば、コンゴフランは通常の為替レートの2,326倍である。このように国内では両替が困難であることと通常の為替レートよりも非常に高額であることについて、事前に説明をしていないことから、詐欺的な取引である。

さらに、多くの場合、お金を支払ってしまうと、連絡が取れなくなり、返金される可能性はほとんどない。業者の勧誘には一切耳を貸さず、断ること。

(2) 「以前買った未公開株を買い取る」「将来価値が高まるので、安いうちに買ってあげばもうかる」等の業者の言葉を信用しない

消費者は「あなたが以前購入した未公開株を査定して買い取る」「石油やガスが大量に埋蔵されていることが確認されており、将来必ず発展する。価値が上がることは間違いない」などという業者からの説明を受けて勧誘されている。しかし、買い取られることはまずない。「必ず」発展するという保証もない。業者のこれらの言葉を信用してはいけない。

(3) 過去に投資トラブルの被害にあった消費者は、特に注意すること

過去に未公開株や社債などの投資トラブルにあった消費者を再度ねらった勧誘が目立つ。過去に投資トラブルの被害にあった消費者は特に注意してほしい。

(4) 勧誘された時点で、最寄りの消費生活センターに相談する

知らない業者から勧誘があった場合、契約する前に最寄りの消費生活センターもしくは消費者ホットライン（0570-064-370）に相談する。契約してしまった場合でも、あきらめずに消費生活センターに相談してほしい。

5. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

消費者委員会 事務局

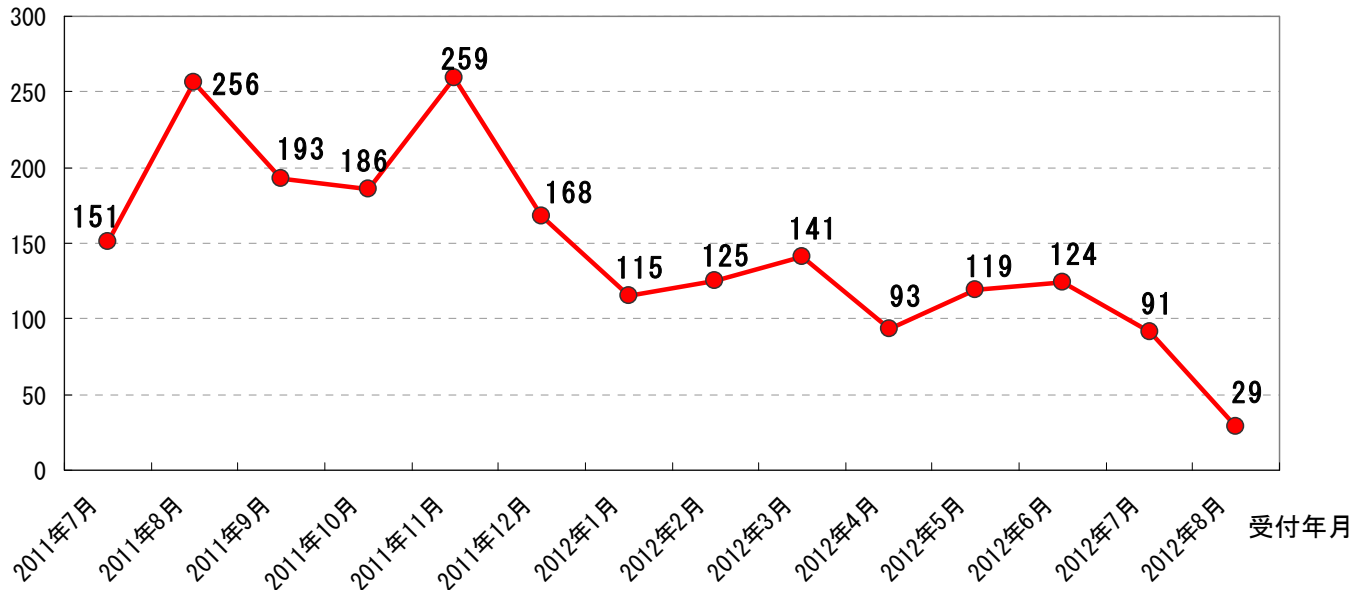
警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

参考資料

件数(件)

図2 外国通貨(9カ国)を合計した月別相談件数



※ 2012年8月末日までの登録分。

※ 1件の相談に対して、複数の外国通貨に関する相談が寄せられているケースもある。そのため、各外国通貨の月別件数を足し合わせても合計とは一致しない。

表2 外国通貨(9カ国)の月別相談件数

外国通貨	年月	2011年7月	2011年8月	2011年9月	2011年10月	2011年11月	2011年12月	2012年1月	2012年2月	2012年3月	2012年4月	2012年5月	2012年6月	2012年7月	2012年8月	日本国内での両替※3
イラク		41	39	39	39	34	27	21	28	20	13	30	17	18	8	×
スーダン		47	64	55	65	99	80	51	40	55	23	29	28	6	1	×
アフガニスタン		59	155	97	76	124	60	38	40	34	38	45	23	26	7	×
リビア		9	3	5	4	1	3	2	7	1	0	4	1	2	0	×
ベトナム		0	0	3	9	6	5	8	8	6	5	2	0	3	1	(両替所)
コンゴ		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	32	39	11	×
シリア		1	0	0	0	0	0	0	0	15	15	4	23	2	0	×
イエメン		0	0	0	0	0	0	0	6	10	0	5	1	0	0	×
ウズベキスタン		0	0	0	0	0	0	0	2	4	4	2	3	0	1	×
合計		151	256	193	186	259	168	115	125	141	93	119	124	91	29	

※1 2012年8月末日までの登録分。

※2 1件の相談に対して、複数の外国通貨に関する相談が寄せられているケースもある。そのため、各外国通貨の月別件数を足し合わせても合計とは一致しない。

※3 日本国内のほとんどの銀行や空港等の両替所で両替ができるかを示している。「×」は現時点では国内で両替できることを把握できていない。